

藍川中学校部活動規約

第1章 名 称

- 1 藍川中学校部活動と称する。

第2章 目 的

- 1 部員一人一人の個性、特性の伸長と部員相互の連帯性を培うことを目的とする。

第3章 組織の位置づけ

- 1 学校教育としての部活動であるために、顧問会を設置する。

第4章 部 員

- 1 学校が定めた部へ加入した生徒を部員とする。
- 2 希望参加加入とする。

第5章 活 動

- 1 原則として、月曜日から金曜日までとする。ただし、平日に1日以上休養日を設ける。特に日曜日に開催される大会に参加した場合は、週明けに必ず休養日を設ける。
- 2 原則として、休日に活動する場合は、土・日曜のいずれかを休養日とし、休日のどちらか1日を含め、1週間のうち2日以上休養日を設ける。
- 3 夏季休業中の「学校閉庁期間」については、全国大会等が迫っている部活動を除き、活動日を設けない。
- 4 年末年始については、生徒の家庭や地域への行事等への参加を補償するよう、活動日を設けない。
- 5 月曜日から金曜日の間に部活動優先日を設ける。
- 6 長期休業中における活動は別途計画書による。
- 7 対外試合（練習試合・交歓試合等を含む）ならびにコンクール等への参加は学校長の許可を必要とする。活動の変更については、随時報告する。
- 8 原則として指導者が活動場所につけない場合は活動を禁止する。

第6章 部の新設・廃部

- 1 新設は指導者と施設・部員数等の条件を満たすこと。
- 2 廃部は指導者が無い場合と部員が極端に少ない場合とする。

第7章 指 導 者

- 1 各部の指導者は部ごとに2名以上の教職員を充当することを原則とする。
- 2 部活動指導者は学校長が委嘱する。
- 3 各教職員はいずれかの部所属し、指導にあたる。
- 4 部活動社会人コーチについて
 - ・各部、市委嘱コーチと学校長委嘱コーチを置くことができる。
 - ・学校長委嘱のコーチは、PTA会費でスポーツ安全保険に加入する。

第8章 指導計画の作成

- 1 各部とも月ごとに活動計画書を作成する。
- 2 作成された月ごとの活動計画書を学校長に1部提出する。

第9章 評価

- 1 部活動の評価は指導者が行い、必要に応じて学級担任と保護者に連絡する。

第10章 活動費

- 1 部員は各部で設定された部費を納入するものとする。ただし、部費は1ヵ月1,000円を超えてはならない。
- 2 部費は原則として消耗品等の用具費にあてる。

第11章 収支決算

- 1 各部ごとに収支決算をする。
- 2 保護者会にて決算報告をする。
- 3 原則として会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第12章 顧問会

- 1 顧問会は、PTA部活動委員会と協力し、部活動の健全育成に努める。
- 2 顧問会は、会計監査を行なう。
- 3 顧問会は、部の新設・廃部を検討し、職員会にはかる。
- 4 顧問会は、部長会を必要に応じて、召集することができる。

第13章 顧問会と部長会

- 1 顧問会は各部1名の指導者で構成する。
- 2 部長会は各部の部長（生徒）で構成する。
- 3 顧問会、部長会は部活動の企画・運営にあたる。
- 4 顧問会、部長会における決定事項は、学校長の許可を得て実施する。

第14章 その他

- 1 諸問題が生じた場合は、顧問会を通じて問題を解決し執行する。
- 2 藍川中学校部活動名
 - ① 陸上競技；(男：女)
 - ② バスケットボール；男：女
 - ③ バレーボール；女
 - ④ サッカー；(男：女)
 - ⑤ ソフトテニス；(男：女)
 - ⑥ 卓球；(男：女)
 - ⑦ 演劇；(男：女)
 - ⑧ 美術；(男：女)
- 3 部活動細則（原則）
 - ① 練習時間 放課後；下記学校指定の最終下校時間に従う。(活動終了は15分前)

4・10月…16：40	2・3月…16：30	11～1月…16：20
-------------	------------	-------------

休業日；週末は土、日どちらか1日を原則休養日とし、休日の活動は3時間程度とする。

- ② 練習内容 放課後；指導者が活動場所で指導することを原則とする。

休業日；指導者が活動場所で指導すること。

- ③ 登下校

練習のための登下校は、学校のきまりと同じとする。

休業日及び長期休業中は、ヘルメット着用の上、自転車での登下校を許可制とする。

- ④ 活動の服装

- ・試合のユニフォームは各部ごとに決める。

- ・練習時の服装は、体育時と同じか、部ごとに許可されたものとする。

⑤ 部室の使用について

- ・部室の使用は部活動時に限る。
- ・部室を私用しない。部室に私物は置かない。ただし、スパイク・ラケット等部活動時にのみ使用するものは認める。
- ・鍵は学校で管理する。
- ・毎月1回、顧問の指導の基、部室点検と清掃を行う。

⑥ 活動規制について

- ・部活動規約に反した場合は、学校側で検討し活動停止等の対処をする。

昭和63年4月1日 施行

平成7年4月1日一部改正

平成12年4月1日一部改正

平成17年4月1日一部改正

平成21年4月1日一部改正

平成25年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正